

傍聴にあたっての注意事項

- 1 学校運営協議会の会議を傍聴するにあたっては、次に掲げる事項を守るとともに、係員の指示に従ってください。
 - (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
 - (3) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
 - (4) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会等の長の許可を得た場合は、その限りでない。
 - (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

- 2 傍聴者が1の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。